

議案第 7 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 4 年 6 月 8 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例を制定することにつき、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成24年3月31日

三豊市長 横山 忠始

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成 18 年三豊市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 11 項（附則第 12 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 11 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第72号関係】

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）
一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
附 則 1～21 略 <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> <u>22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第11項（附則第12項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第11項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u>	附 則 1～21 略